

2021
No.727

10

令和3年9月24日発行

広報
あみ

人と自然が織りなす、輝くまち



実りの秋を迎えました

稲穂が実り、お米の収穫時期を迎えました。町内では毎年8月下旬から9月下旬にかけて収穫が行われ、今年もたくさんのお米が出荷されます。

行政改革を進めています



問い合わせ 財政課行政改革推進係 ☎888-1111 (222)
 メール: zaiseika-ofc@town.ami.lg.jp

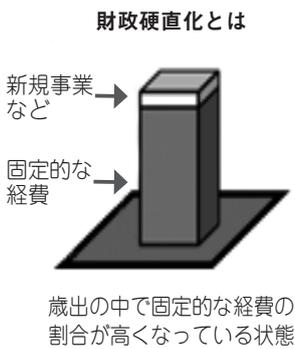
「行政改革大綱実施計画」の取り組みを進めています

町では、平成30年度に策定した行政改革大綱に基づき、令和元年度から5年度までの5ヶ年計画で行政改革に取り組んでいます。

このほど、令和2年度の取り組みをまとめましたので、主な内容を一部抜粋してお知らせします。

① 財政硬直化の改善

将来にわたって時代に対応できるような、財政硬直化を改善するため、事業の選択と集中を図り、固定的な経費を削減するとともに、税や料金などの財源確保に努めます。また、地方公営企業および特別会計の自立した経営を推進し、一般会計における繰出金の抑制を図ります。



● 事務事業の見直し

▼ 外部評価による事務事業の見直し: 行政改革推進委員会において8事業の外部評価を行いました

▼ 入札・契約方法の見直し: 入札制度・契約約款の制度改正を行いました

● 財源の確保

▼ 町税収納率向上: 差押などの取り組みにより前年度の97.0%を上回り、97.2%となりました

▼ ふるさと納税の推進: 令和2年度末の返礼品数102品、寄附件数2525件、寄附金額3624万6千円(うち、阿見町人材育成基金50万6千円)

● 特別会計の自立した経営の推進

▼ 特定保健指導実施率の向上: 阿見町国民健康保険データヘルス計画および特定健康診査等実施計画に基づき、特定保健指導を実施しました

② 将来を見据えた資産の管理と組織の効率化

将来の町民に負担を残さぬよう、公共施設やインフラ、基金、町債などの資産を長期的な視点で管理します。また、将来を見据え組織の効率化に努めるとともに、人材育成を進め職員一人ひとりの能力向上を図ります。

● 資産の計画的な管理

▼ 公共施設の長寿命化: 町営住宅など5施設の個別施設計画を策定しました

▼ 公立保育所の民間活力導入の検討: 民間保育施設の開設計画および民生活導入の計画も含め町の全体的な施設整備の検討を行いました

▼ 組織の効率化と人材育成
 ● 組織機構および事務分掌の見直し: 新型コロナウイルス感染症による影響への対応をはじめ、事業の実施体制を整えるために組織機構・事務分掌の見直しを行いました

▼ 研修および自己啓発制度の充実: 階層別研修は県自治研修・稲敷広域研修派遣等を実施。特別研修はハラスメント防止研修・事務ミス防止研修を実施しました

③ 町民参画と協働のまちづくりの推進

町民と行政が協力してまちづくりを進めるため、町民参画の仕組みづくりに取り組むとともに、ボランティア団体やNPO、地域の団体がそれぞれの役割を積極的に果たすことができるよう、支援を行います。

● 町民参画と協働のまちづくりの推進

▼ ボランティア団体やNPOの育成・支援: 市民活動支援補助金に6事業を認定しました。令和2年度末時点での町民活動センター登録法人16法人、市民活動団体94団体

▼ 協働事業提案制度の実施: 市民活動支援補助金の要綱を見直し、市民活動団体等に委託している事業について、協働事業協定の締結を行いました

▼ 災害時応援協定の拡充: 5つの民間企業・団体と災害時における停電復旧、電動車両の配備や避難所設置の支援協力、物資の調達供給に関する協定の締結を行いました

固定資産

固定資産税(土地・家屋・償却資産) に係る調査を行っています

(税務課固定資産税係 ☎888-1111(153 ~ 155・703))

税務課では、空中写真等の情報を活用し固定資産税(土地・家屋・償却資産)に係る調査を随時行っています。この調査は、公正かつ適正な課税を目指すために行うものです。調査には、名札および固定資産評価補助員を証する身分証明書を携行した税務課職員が伺いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、所有者から連絡をいただくことで、より迅速に調査に伺うことが可能になりますので、土地の用途変更や、家屋の新築・増築・用途変更・取壊し等を行ったときは、税務課へご連絡をお願いします。

土地・家屋に係る調査について

固定資産課税台帳(以下、台帳といいます)の登録内容と現況を照合し、土地については、台帳に登録された課税地目からの現況用途の変更状況について調査を行います。家屋については、台帳に登録されていない新築・増築・用途変更や取壊し等の調査を行います。調査により把握した情報をもとに台帳を更新します。

■調査の流れ

- 1 台帳情報と現況に不一致の可能性があった場合、税務課職員が現地を訪問します
- 2 路上から外観目視により調査します。この時点で調査が終了すれば③④の手順は省略します
- 3 敷地内での調査が必要な場合はお声掛けします。不在等の場合には、後日調査に伺う旨を通知します
- 4 実測等の調査を行います。原則、お立会いは不要です。ただし、所有者や建築年等についてお話しをお聞きすることや、内部調査が必要な場合はお立会いをお願いすることがあります
- 5 調査の結果、必要に応じて台帳の内容を更新します(これにより、固定資産税額が変更となる場合があります)

固定資産税上の『家屋』とは？

屋根があり、外壁・シャッター等で3方向以上が囲われており、基礎などで物理的に土地に固着していれば、課税対象の『家屋』にあたります。

なお、店舗・事務所・車庫・物置など、どのような建物でも『家屋』としての要件を満たしていれば課税されます。また、床面積は判断の要件ではありませんので、床面積が小さくても、上記の要件を満たす建物は課税対象になります(10㎡以下で建築確認が不要とされる増築などでも課税されます)。

償却資産(事業用資産)に係る調査について

償却資産は土地・家屋と異なり、所有者から所有する償却資産についての申告を受け、その申告内容をもとに課税することとされており、償却資産の所有者は毎年1月1日現在における状況について申告する義務を負います。今年新たに町内で事業を始められた個人・法人や、すでに事業を始めていて償却資産を所有しているものの未申告である個人・法人に対しては、申告期限前に償却資産申告の用紙を郵送しますので、お電話などによりご連絡ください。

償却資産を所有していると思われる個人・法人が申告していない場合、または申告しているが申告内容に不明点等がある場合には、国税申告資料や固定資産台帳等の内容を確認する実地調査を行うことがあります。調査に際しては事前にご連絡しますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

『償却資産』とは？

償却資産とは、土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産を基本的に指します。「事業」とは、一定の目的のために、一定の行為を継続的・反復的に行うことをいい、必ずしも営利または収益を得ることが目的である必要はありません。

そのため、「個人が住宅の屋根に設置した太陽光発電設備」や「アパート等の貸付を行っている場合の駐車場アスファルト舗装や植栽等外構工事」、「会社等が社員の利用に供する福利厚生施設」も事業の用に供することができる資産に含まれる場合があります。

全ての人 自分らしく生きるために

—だれもが輝く社会づくり—

町民活動課男女共同参画室 ☎888-1111 (271)

男女がともに活躍できる社会へ



内閣府
男女共同
参画局

このマークは男女共同参画社会のシンボルマークです

町男女共同参画社会推進講演会を開催します

■「人生をハッピーに生き切る！」

▼講 師: 稲垣 えみ子氏 (元朝日新聞記者)

一橋大学卒業後、朝日新聞入社。社会部、編集部を経て、論説委員、編集委員を務める。東日本大震災を機に始めた超節電生活をつづったコラムが話題となり「報道ステーション」「情熱大陸」等にも出演。奇抜なヘアスタイルも相まって大反響。50歳で朝日新聞社を退社し、夫なし、子なし、そして無職の生き方を選択。豊かでハッピーに暮らす“楽しく閉じていく人生”を模索中の稲垣えみ子さんをお迎えし、講演会を開催します。

▼日 時: 10月30日(土) 午前10時～11時30分(9時30分開場)

▼場 所: 本郷ふれあいセンター ▼定 員: 30人(先着順)

▼参加費: 無料

▼申込方法: ①インターネット: 右の二次元コードから申し込みできます

②FAX: 887-9560

※件名を「男女共同参画講演会申込」とし、氏名(フリガナ)・住所・電話番号を記載してください。複数人で申し込む際は、全員分の氏名(フリガナ)・住所・電話番号を記載してください

▼申込締切: 10月22日(金)まで

▼問い合わせ: 町民活動課 男女共同参画室

▼電 話: 888-1111 (内線271)

▼その他: ▼新型コロナウイルス感染症予防のため、当日のマスク着用・体温測定・入館前の手指消毒等の徹底にご協力をお願いします

▼状況により、急ぎょ中止や変更になる場合があります。ご理解の上、お申し込みください



▲講師の稲垣えみ子氏

■講演会を『阿見町公式 YouTube チャンネル』でご視聴いただけます

限定公開のため、視聴にはお申し込みが必要です。お申込み後に視聴用URLをメールでお送りします。

▼申込方法: インターネットのみ。右の二次元コードから申し込みできます

▼申込締切: 10月30日(土)

▼備 考: ▼公開日より10日間、講演会を視聴することが可能です

▼視聴いただける環境(最新のバージョンのブラウザ、OSを使用し、インターネット接続が良好であること等)をご確認ください

▼動画視聴にかかる通信料は、視聴される人のご負担になります

▼注意事項: 1件につき1人(本人のみ)の申し込み。連名は不可



男女共同参画センターパネル展「パートナー等に対する暴力の撲滅」のお知らせ



国の「女性に対する暴力をなくす運動」にあわせ、町では11月14日(月)から11月25日(木)までパネル展「パートナー等に対する暴力の撲滅」を、中央公民館1階ロビーにて実施します。皆さまのご来場お待ちしております。

災害前に 確認を!!



防災危機管理課 ☎888-1111(277)

防災情報を取得して避難に役立てよう

7月には静岡県熱海市で大規模な土砂災害が発生し、8月にも大雨の影響を受け、全国各地でも土砂災害が発生しています。町内でも台風の通過や集中豪雨など、風水害の被害を受ける可能性があります。普段から、災害時において防災情報を自ら取得する手段を確認しておきましょう。

避難所の開設・混雑状況が確認できます

5月に株式会社バカンと茨城県が協定を結び、避難所の開設・混雑状況が確認できるようになりました。

避難所の開設・混雑状況は、いつでもインターネット上でご確認できます。町ホームページや以下の二次元コードを読み取り、開設・混雑状況をご確認ください。



二次元コードはこちら▶

平時では「**利用停止中**」と表示されますが、災害時または災害のおそれがあり、避難所を開設した場合、混雑状況を「**空いています**」「**やや混雑**」「**混雑**」「**満**」の4段階で表示します。

感染症拡大防止の観点から、避難所の混雑状況を確認するためにご利用ください。

(例) 阿見小学校に避難所を開設した場合の表示例▶



防災行政無線が聞こえないときは

雨風が強いときなど天候によっては、防災行政無線が聞き取りづらいことがあります。防災行政無線フリーダイヤルを利用して、防災行政無線の放送内容を確認しましょう。通話料は無料です。

停電したときは

落雷や倒木などによって、町内が停電になることがあります。東京電力パワーグリッド株式会社に連絡して、停電していることを伝え、復旧の見込み等を確認してください。

東京電力パワーグリッド株式会社のホームページ (<https://www.tepco.co.jp/pg/index-j.html>) では、関東地方の停電情報を確認できます。

状況	問い合わせ先	電話番号
防災行政無線が聞こえない	防災行政無線フリーダイヤル	0120-131-813
停電した	東京電力パワーグリッド株式会社	0120-995-003

安全・安心な生活のために

防犯対策を!!

生活環境課 ☎888-1111 (253-254)

安全・安心な生活のために、防犯意識・防犯対策を欠かすことはできません。常日ごろから防犯意識をもって、その予防・対策に取り組み、皆さんで犯罪のないまちづくりを実現しましょう。

防犯ボランティア団体募集中!

町には、行政区やPTA等により組織された防犯ボランティア団体があり、その活動は『子ども・地域の見守り』『地域の犯罪抑止』『地域の防犯意識の向上』等に大変大きく貢献しています。

泥棒が犯行をあきらめる理由に『近所の人に見られたり、声をかけられた』などが挙げられています。犯罪者は、地域の人たちから声をかけられることを非常に嫌います。「おはようございます」や「こんばんは」といったあいさつだけでも十分です。ぜひ、皆さんの活動によって安全・安心な地域社会を築いていきましょう。

防犯ボランティア団体の立ち上げ方

行政区・PTA・会社等で、防犯ボランティア団体を結成する場合には、『団体のリーダー』『パトロール方法』『団体の規約』等を生活環境課へご相談のうえ申請をしてください。

地域防犯活動支援事業

町へ防犯ボランティア団体の登録をいただければ、『阿見町地域防犯活動支援事業要綱』に基づき、下表の物的支援を受けることができます。

活動用品	1組織に支援する数量
反射腕章・防犯ベスト	20枚まで
反射タスキ・のぼり旗用ポール	20本まで
車両用マグネットステッカー	10枚まで
のぼり旗	40旗まで
手旗	10旗まで
防犯キャップ	20個まで
合図灯	10灯まで



防犯パトロールの方法

- ▼『気楽に!』 気負わずに日常生活の一部として気楽にやりましょう
- ▼『気長に!』 短期間でパトロール効果は表れません。気長に続ければ、防犯の輪が広がり犯罪の起こりにくい環境が醸成されていきます
- ▼『危険なく!』 事故や怪我をしてはパトロールを継続することが難しくなってしまいます。危険なことをする必要はありません

青色防犯パトロール

町へボランティア団体の登録をし、青色防犯パトロール実施者証を取得した団体には、町の青色防犯パトロール専用車両の貸し出しを行っています。平日を基本に貸し出しを行っていますので積極的にご利用ください(休日の貸し出しも可能です)。詳細は町生活環境課までお問い合わせください。

全国地域安全運動期間

10月11日(月)～20日(水)の10日間



ご利用ください！ 介護保険

介護保険のサービス を利用するには？

高齢福祉課介護支援係 ☎888-1111 (141-753)

介護 保険

日常生活に不自由を感じるようになり、介護保険のサービスを利用したいとき、どのようにすれば良いのでしょうか？
今回は在宅で介護サービスを利用する手順をご紹介します。

利用までの手順

1	申請
2	認定 要介護 主治医の意見書 審査会の判定
3	認定結果通知
4	地域包括支援セン ター・居宅介護支 援事業所への依頼
5	介護サービス計画作成
6	サービスの開始

1 申請

在宅で介護サービスを受けるためには要介護認定の申請が必要です。高齢福祉課の窓口で申請を行ってください。本人や家族が申請に行けない場合、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などに申請を代行してもらうことができます。65歳以上の人は、介護や日常生活の支援が必要になったとき、どなたでも申請することができますが、40～64歳の人は「特定疾病（16種類）」により介護や支援が必要となった人が対象です。

●申請に必要なもの

- ▼介護保険要介護・要支援認定申請書：高齢福祉課の窓口にあります
 - ▼介護保険被保険者証：65歳以上の人
 - ▼健康保険被保険者証：40～64歳の人
 - ▼身分証明書・窓口に来られる人と本人の身分が証明できるもの
- ※申請書には本人の氏名や生年月日などのほかに、意見書を依頼する主治医（かかりつけ医）の氏名、医療機関名を記入していただくようになります。事前にご確認のうえ、申請をお願いします

2 要介護認定

認定調査：町の調査員が自宅を訪問し、心身や生活状況について、74項目の調査を行います。調査には本人のほか家族にも立ち会いをお願いしています

※調査の主な内容は、▼ベッド・布団から起き上がれますか？ ▼1人で買物に行けますか？ーなど

●主治医の意見書：申請書にご記入いただいた主治医（かかりつけ医）に町が依頼し、心身の状態や生活機能について意見書を書いてもらいます

審査判定：認定調査の内容と主治医意見書をもとに、保健・福祉・医療の専門家による『介護認定審査会』において介護の手間のかかり具合や、状態の維持・改善の可能性について審査を行い、7段階の要介護状態区分（要支援1・2、要介護1～5）、または非該当のいずれかに判定します

●審査判定：認定調査の内容と主治医意見書をもとに、保健・福祉・医療の専門家による『介護認定審査会』において介護の手間のかかり具合や、状態の維持・改善の可能性について審査を行い、7段階の要介護状態区分（要支援1・2、要介護1～5）、または非該当のいずれかに判定します

3 認定結果通知

認定結果を郵送でお知らせします。原則として、申請日から30日以内に届きます。

4 地域包括支援センター！ 居宅介護支援事業所への依頼

介護保険のサービスを在宅で受けるためには、事前に介護サービス計画を作成する必要があります。要支援1・2の人は地域包括支援センターに、要介護1～5の人は居宅介護支援事業所に連絡し、サービス計画（ケアプラン）の

作成を依頼してください。

※居宅介護支援事業所などの各サービス事業所の一覧は、高齢福祉課の窓口にて配布しています

5 サービス計画（ケアプラン）作成

『どのような目的でどんなサービスをどのように利用するか』という計画です。この計画に基づいてサービスを利用することができます。

ケアプランは介護の知識を幅広くもった専門家であるケアマネジャーが本人や家族との面接・課題分析・サービス担当者会議ー等を行いながら作成します。作成したケアプランは本人の同意を得て決定されます。計画の相談や作成についての利用者の費用負担はありません。

6 サービスの開始

居宅介護サービス・介護予防サービスは、5で作成したケアプランに沿って行われます。サービス費用の1割～3割が利用者負担となります。

※要介護・要支援認定者には、利用者負担の割合が記載されている『介護保険負担割合証』が交付されます

※要介護・要支援認定者には、利用者負担の割合が記載されている『介護保険負担割合証』が交付されます

医療費の適正化にご協力を！

柔道整復師（整骨院・接骨院） の正しいかかり方



国保年金課国保係 ☎888-1111 (131 ~ 133)

柔道整復師（整骨院・接骨院）の施術を受けるときは、国民健康保険が「適用される場合」と「適用されない場合」があります。柔道整復師へのかかり方を正しくご理解していただいたうえで、適正な施術を受けていただきますようお願いいたします。

※病院などの保険医療機関での「治療」と区別するため、柔道整復師では「施術」の表現が用いられています

■国民健康保険が適用される場合（保険証が使えます）

▼外傷性の骨折・脱臼・打撲および捻挫に対する施術

※骨折および脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です

■国民健康保険が適用されない場合（保険証が使いません）

次のような施術は保険の対象とならないため、施術費用全額が自己負担となります。

▼日常生活による疲労・肩こり・腰痛など

▼スポーツによる筋肉疲労

▼脳疾患後遺症などの慢性病

▼症状の改善がみられない長期の施術

▼マッサージ代替りの利用

▼病院や診療所などで同じ負傷等を治療中のもの

▼労災保険が適用となる工作中や通勤途上での負傷

■施術を受けるときの注意

■負傷の原因を正確に伝えましょう

外傷性の負傷でない場合や労災保険が適用される負傷の場合、国民健康保険は使いません。負傷の原因を正確に伝え、保険証が使えるかどうかをご確認ください。また、交通事故などによる第三者行為に該当する場合は、国保年金課に届出が必要です。

■療養費支給申請書の内容をよく確認して署名または捺印をしましょう

多くの整骨院などでは、柔道整復師が患者本人に代わり保険者に請求を行う「受領委任払い」の方法をとっています。施術を受けたときは、療養費支給申請書の受取代理人欄（住所・氏名・委任年月日）に、原則患者の自筆による記入が必要です。署名または捺印をする際は「負傷原因・負傷名・日数・金額」をよく確認をしてください。

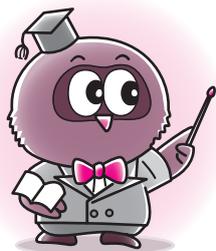


■領収証は必ず受け取りましょう

領収証は無料で発行することが義務付けられています。医療費控除を受ける際にも必要になりますので、大切に保管してください。

■施術内容についてお尋ねすることがあります

施術日や施術内容などについて照会させていただく場合があります。柔道整復師にかかったときは、負傷部位・施術内容・施術年月日の記録・領収書などを保管し、照会がありましたら、ご自身で回答できるようにご協力をお願いします。



もしも、病気やけがで障害が残ったら…

障害基礎年金

国民年金加入中に、病気やけがで障害が残ったときや、20歳前の事故や疾病等で障害認定日に政令で定められている障害（国民年金の障害等級の1・2級）の状態になった場合に障害基礎年金が支給されます。



国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136・137)

- 年金が受けられる要件
 - ① 初診日（病気やけがで初めて医師の診療を受けた日）において国民年金の被保険者であること。または、国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の人で、日本国内に住所を有していること
 - ② 初診日の前々月までの被保険者期間のうち、3分の2以上の保険料を納めた期間（保険料免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間を含む）があること。または、初診日が属する月の前々月までの直近の1年間に、保険料の未納期間がないこと
 - ③ 障害認定日に、政令で定められている障害等級表の1級または2級の状態になっていること。または、障害認定日（※）に該当しなかった人が、65歳になる日の前日までに該当するようになり、請求したとき

● 20歳前に障害となった場合の所得制限

扶養人数	0人	1人	1人増すごとに
本人所得一部停止	3,604,000円 (3,704,000円)	3,984,000円 (4,084,000円)	380,000円
本人所得全部停止	4,621,000円 (4,721,000円)	5,001,000円 (5,101,000円)	

※年金制度の改正により、令和3年度から支給対象期間が10月分から翌年9月分までに変更になりました。()は令和3年度
※老人扶養・特定扶養親族等がいるときは、別の基準となります

※障害認定日：原則として病気やけがにより、初めて医師の診療を受けた日から1年6か月を経過した日。または、1年6か月以内に症状が固定した日

● 20歳前に初診日がある場合
20歳に達したとき、③の要件を満たしていれば、障害基礎年金は受けられますが、本人の所得制限があります（左

日本年金機構から

■ 国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、役場の国民年金窓口で手続きをしてください。申請書は窓口に備え付けてあります。

失業などの理由により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある人は役場の国民年金窓口または年金事務所へご相談ください。

■ 問い合わせ

- ▼ 国保年金課 ☎888-1111 (136・137)
- ▼ 土浦年金事務所お客様相談室 ☎825-1170

表「20歳前に障害となった場合の所得制限」参照。

- 年金額（4月1日改定）
- ▼ 一級障害・97万6125円
- ▼ 二級障害・78万0900円
- 障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている子（18歳に到達する年度末までの子、1・2級の障害のある20歳未満の子）があるときは、年金の額が加算されます。
- 年金の加算額
- 加算対象の子が1人
- ▼ 2人目まで（1人につき）… 22万4700円
- ▼ 3人目以降（1人につき）… 7万4900円

あなたとあなたの大切な人のために

がん検診を受けましょう



健康づくり課健康推進係（総合保健福祉会館内） ☎888-2940

がんについて

- 日本人の2人に1人は生涯のうち1度はがんにかかるといわれています
- **がんは進行すればするほど治りにくくなる病気です**
 - ▼ 早期にはほとんど自覚症状がないため、定期的に検診を受けて早期発見を心がけましょう
 - ▼ 多くのがんは早期に発見・治療すればそのほとんどが治癒できるといわれています
- **生活習慣に気をつけることで、将来がんになるリスクが半減するといわれています**
 誰もがすぐに取り組めるがん・生活習慣病予防の5つの項目（健康あみ5つのあいことば）の動画「**みんなで取り組む健康づくり**」をぜひご覧ください。みんなで声をかけ合いながら健康的な生活習慣を身に付けましょう
 ※「みんなで取り組む健康づくり」動画（<http://www.town.ami.lg.jp/0000005822.html>）
 動画のDVDの貸し出しを希望される人は、健康づくり課までお問い合わせください



がん検診について

- **がん検診の目的は早期のうちに「がん」を発見することです**
 がん検診の対象は健康な人です。検診では「がんがありそう（要精密検査）」「がんがなさそう（異常なし）」ということを判定します。検診結果が「要精密検査」となった場合は、必ず精密検査を受けてください。
 ※検診では、がんでないのに「要精密検査」と判定される場合や、がんがあるのにそのがんが見つけれない場合もあります
- **国が死亡率を減少させる効果を認めて推奨しているのは次の5つのがんの検診です**

検診名	対象・受診間隔	内容
大腸がん検診	40歳以上の男女 (年1回)	女性のがん死亡原因第1位。男性でも肺がん・胃がんに次いで死亡者数が多いです。 ▼検査内容:便潜血検査(検便)
肺がん検診		死亡数が男女合わせて一番多いがんです。たばこだけが原因ではありません。たばこを吸わなくても検診を受けましょう。 ▼検査内容:胸のレントゲン撮影
胃がん検診		胃がんにかかる人は50代以降に多いです ▼検査内容:バリウムを飲んで胃のレントゲン撮影
乳がん検診	40歳以上の女性 (2年に1回)	女性の9人に1人が乳がんにかかるといわれています。 ▼検査内容:乳房のレントゲン撮影(マンモグラフィ検査) ※町では40歳以上の偶数年齢の人を対象にしています。また30代の人には超音波検査が受けられます
子宮けいがん検診	20歳以上の女性 (2年に1回)	20代後半から増えるがんです。早期発見・早期治療すれば、妊娠・出産にも大きな影響はありません。 ▼検査内容:子宮けい部の細胞診 ※国では2年に1回の受診を推奨していますが、町では1年に1回検診が受けられます

※受診方法については、健康づくり課までお問い合わせください。
 町ホームページ（http://www.town.ami.lg.jp/soshiki/20-5-0-0-0_4.html）にもがん検診に関する情報を掲載しています



インフルエンザ予防接種費用 を助成します



健康づくり課保健予防第一係(総合保健福祉会館内) ☎888-2940

町では、町内在住の、生後6か月から中学3年生までの人、65歳以上の人、および60歳以上65歳未満の特定の人が、インフルエンザ予防接種を受けた場合の接種費用の一部を助成します。

インフルエンザの症状は、高熱・頭痛・関節痛・筋肉痛などが突然現れ、かぜに比べて全身症状が強いのが特徴です。また、新型コロナウイルス感染症も発熱や頭痛などかぜのような症状を呈するため、症状だけでは区別が付きません。インフルエンザは予防接種により発病や重症化を防ぐことがありとされているため、流行前に予防接種を受けておくとともに、うがい・手洗い・マスクの使用などの予防法と併せて積極的な予防を心がけましょう。

小児インフルエンザ予防接種

- ▼助成対象:10月1日時点で生後6か月～中学3年生までの人
- ▼接種期間:10月1日(金)～12月31日(金)
- ▼助成金額:①生後6か月～13歳未満:助成回数2回 / 1回につき1,000円
②13歳以上:助成回数1回1,000円 助成額を超えた差額は自己負担となります
- ▼接種方法:インフルエンザ予防接種予診票(9月下旬発送)、母子健康手帳を協力医療機関に持参し、接種を受けます

高齢者インフルエンザ予防接種

- ▼助成対象:①9月30日時点で65歳以上の人
②10月1日から12月31日の間に65歳を迎える人
③60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器疾患・ヒト免疫不全ウイルスによる疾患で身体障害者手帳1級を取得している人
- ▼接種期間:10月1日(金)～12月31日(金)
 - ▼10月1日(金)～11月30日(火)の間に65歳を迎える人は誕生日～12月31日(金)
 - ▼12月1日(水)～12月31日(金)の間に65歳を迎える人は誕生日～令和4年1月31日(月)
- ▼助成金額:1回2,000円(接種1回分のみで、助成額を超えた場合の差額は自己負担となります)
※生活保護を受給されている人は自己負担が免除となりますので、必ず接種を受ける前に健康づくり課あてにご連絡ください。免除券を発行します
- ▼接種方法:インフルエンザ予防接種予診票を協力医療機関に持参し、接種を受けます
 - ▼①に該当する人には、9月下旬に予診票を郵送します
 - ▼②に該当する人には、65歳を迎える月の前月末に予診票を郵送します。ただし、65歳を迎えてからでないと接種することができませんので、ご注意ください
 - ▼③に該当する人には、10月初旬に予診票を郵送します(なお、10～12月に60歳を迎える人には、60歳を迎える月の前月末に予診票をお送りします。ただし、60歳を迎えてからでないと接種することができませんので、ご注意ください)

妊娠・出産・子育て期のみなさんへ

健康づくり課（総合保健福祉会館内） ☎888-2940

子育て世代包括支援センターのご紹介

町では健やかな妊娠・出産・子育て期を安心して過ごせる環境をつくるため、子育て世代包括支援センターにおいて切れ目なくサポートしています。個別面談などを通じて、一人ひとりにあったサービスを提供します。

～こんなことをしています～

■ 妊娠期

- ▼ **母子健康手帳の交付**: さわやかセンターで保健師が妊婦さん全員から個室でお話を伺います。教室などのご紹介、妊娠期の生活などの相談を行っています
- ▼ **セルフケアプランシートの交付**: 母子健康手帳交付時に、妊娠期に応じての体の変化や、どの時期になにをした方が良いのかなどについて一緒に確認していきます
- ▼ **電話・家庭訪問**: 妊娠後期（28週から）に電話やご自宅へ伺って、出産に向けての準備や体調の確認・相談等を行います

■ 出産後

▼ 産後ケア事業

- ▼ **対象**: 出産後、心身の不調がある人や、家族から家事や育児の援助が受けられず、育児支援を必要とする人
※ご利用には条件があります。また、保健師との面談後、申請書の提出が必要となります
- ▼ **内容**: 産婦の心身のケアや育児サポートなどを行い、安心して子育てができるように支援します（お母さんと赤ちゃんの健康チェック・乳房ケアや授乳指導・沐浴指導・育児相談等）
宿泊型（ショートステイ）: 4か月未満の児と産婦
通所型（デイケア）: 1歳未満の児と産婦
訪問型: 1歳未満の児と産婦
- ▼ **自己負担額**: 下記までお問い合わせください

主な母子保健事業のご紹介

- ▼ **新生児訪問**: 新生児訪問を希望された人を対象に、出産後、2か月までを目安に保健師または看護師が赤ちゃんの体重計を持ってお宅に伺い、ご相談をお受けしています（里帰り先で新生児訪問を希望する場合はご相談ください）
- ▼ **こんにちは赤ちゃん訪問**: 新生児訪問を希望されなかった生後4か月までのお子さん全員を対象に、看護師または保健師がお宅に伺い、母子保健サービスの紹介や育児相談を行っています
- ▼ **こども健康相談**: 就学前までのお子さんを対象に毎月1回実施しています（要予約）。身体計測・育児相談・歯科相談・栄養相談ができます。詳しい日程については、町のホームページを参照または健康づくり課へお問い合わせください
- ▼ **乳児一般健康診査（個別健康診査）**: 生後3～6か月と生後9～11か月に1回ずつ、無料で委託医療機関にて健康診査が受けられます（受診には、出生届出時にお渡しする受診票が必要です）
- ▼ **集団健康診査（4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳6か月児健康診査）**: 対象の人には、健診対象月の前月に案内・健康診査票を個別通知します

ご相談・問い合わせ

子育て世代包括支援センター（健康づくり課内） ☎ 888-2940（直通）
場所: 阿見町阿見 4671-1 総合保健福祉会館「さわやかセンター」内
時間: 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日、年末年始を除く）



子育てを応援します

みなさん、こんにちは。
さわやかな風に秋の気配が感じられる季節になりました。
過ごしやすいこの季節に、いろいろな遊びを楽しみたいですね。
今回の子育てシリーズは『子どもの生活とあそび』について
ご紹介します。



スマートフォンの使い方について

スマートフォンやタブレット等、私達はたくさんのメディアに囲まれて生活しています。外出先で泣き止まない時や、見せると落ち着く等の理由で子どもに与える機会も多く、お父さんやお母さんにとって心強いアイテムではないでしょうか。その反面、小さい子どもに見せることには不安もあると思います。健康で安全に過ごす為にはこれらのメディアとどのようにつきあっていくかを考え、適切に使用していきたいですね。

気づいたら長時間観てしまっていた…なんていうことはありませんか？ 例えば、1日の中で使用する時間を決め、切りの良いところで「今日はおしまいね」と言って電源を切り、お家の人が見終った後には、ふれあって遊んだり、一緒に絵本を読んだりすることも楽しいですね。スキンシップを取りながらの絵本タイムは子どもにとってメディア以上の特別な時間になります。周囲の大人達が意識や習慣を整えながら、上手なつき合い方をしていきましょう。



2・3歳児の遊びについて

2・3歳になると体力がつき、戸外でも活発に遊べるようになります。少しずつ涼しくなるこの時季には公園等の広い場所で「よういどん」で走ると気持ちが良いですね。また、「まで～」と追いかけてっこをすると子ども達は大喜びです。小さな段差からジャンプしたり、トンネルのような所をくぐったり、いろいろな経験を試してみるのも楽しいですね。

目的地を決めずに家の近所をゆっくりと散歩すると身近な自然や景色を楽しむこともできます。大きな葉っぱに穴を開けてお面にしたり、草花や木の実、昆虫を見つけたり、素敵な出会いがたくさん待っているでしょう。子どもが言葉を覚え始めて、知りたい気持ちが膨らむと「どうして？」「これなあに？」と聞いてくることありますが、そのような時には、「どうしてだろうね」「なんだろうね」と子どもの気持ちに寄り添いながら、秋の自然を楽しめるとよいですね。



各保育所・保育園についての問い合わせ: 子ども家庭課 ☎888-1111 (119)

まい・あみ・まつりに関するアンケート等の結果について

まい・あみ・まつり 2021 の開催中止に伴い、まい・あみ・まつりに関するアンケート及び新企画の募集を令和3年6月24日(木)まで実施したところ、多数のご回答をいただきました。ご協力いただきました皆様により御礼申し上げます。

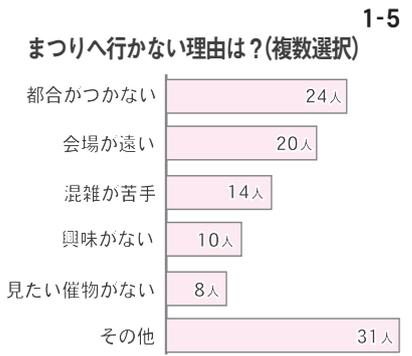
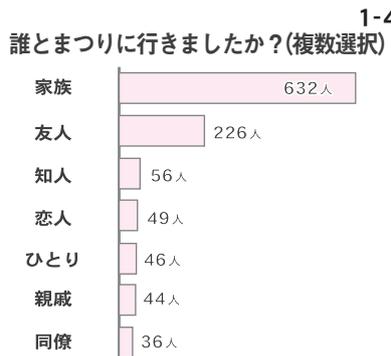
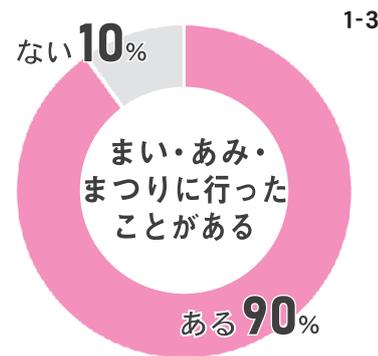
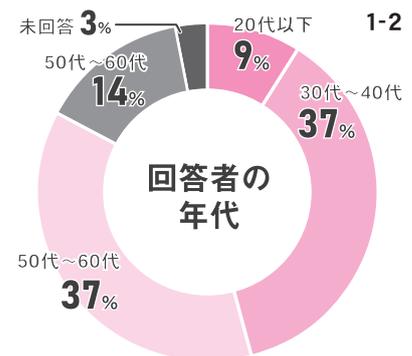
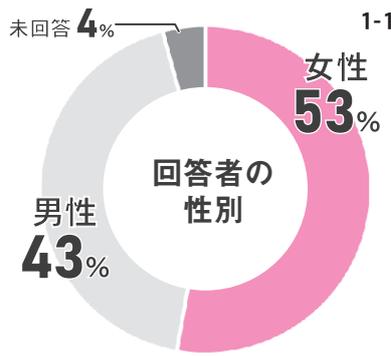
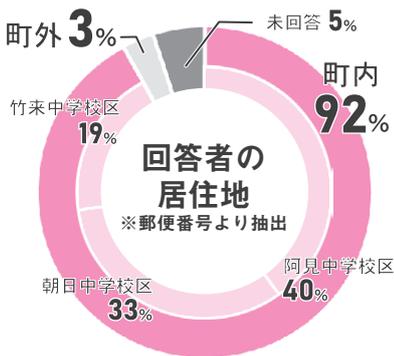
今回のアンケート等を集計した結果、現在のまつりに70%の方が満足している一方で、今後のまつりに関しては回答者の45%の方が新たな企画の実施を望んでいることが分かりました。また、現在の企画内容や会場等について改善を求めるご意見も多数頂戴しましたので、新企画としてグルメフェスや企業展等の開催や会場レイアウトの見直し、会場と駐車場及び遠方地を繋ぐ循環バスの運行、公式サイトを活用したリアルタイム情報の発信、魅力向上につながる企画の検討等、来年度の改善案及び予算案を当実行委員会の中で作成し、令和3年8月12日(木)に千葉町長へ報告したところです。

来年度以降、皆さまが「行きたい」「参加したい」と思えるまつりを実現するために、アンケート結果や改善案及び予算案等を来年度の実行委員会へ引き継いでまいりますので、まつりを楽しみにされている方や関係者の皆さまには、何卒ご理解をいただき、令和4年度のまつり成功に向けて、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

まい・あみ・まつり実行委員会 2021
委員長 松浦 健一

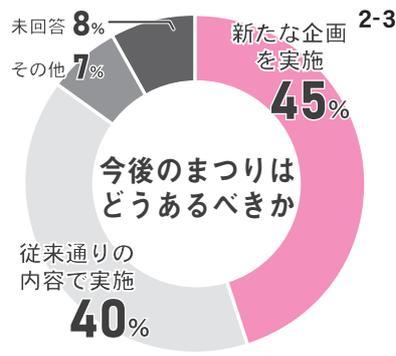
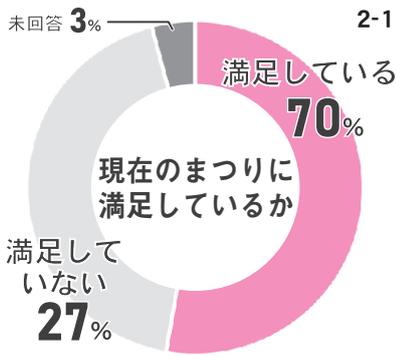
今回のアンケート結果の概要をご紹介します！

詳細はまい・あみ・まつり公式サイト (<https://maiamimatsuri.jp/>) に掲載していますので、そちらをご確認ください。



〈広告欄〉

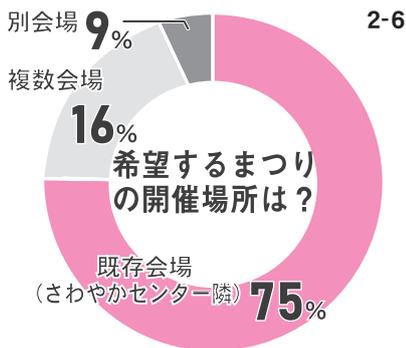
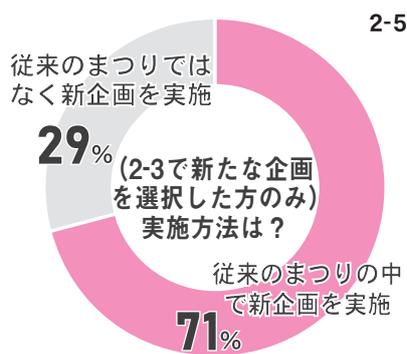
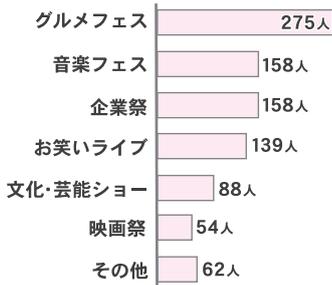
<p>安心して暮らせる住まいづくり 住まいのことなら 美都住建へ</p> <p>【注文住宅】 長期優良住宅 高耐震住宅</p> <p>～自分らしい生活～ 介護住宅改修 ○介護保険を上手に使う ○手摺取付、バリアフリー</p> <p>～健康・快適住宅～ 抗酸化工法の家 ○空気のキレイな空間 ○防カビ・ダニのいない家</p> <p>●新築住宅に関する事は 美都住建 検索</p>	<p>リフォーム・不動産の事なら</p> <p>住まいのことなら LIXILリフォームショップ</p> <p>茨城県知事免許 (5) 第5548号</p> <p>有限会社 美都ツ和</p> <p><住まいの相談室> トイレ・キッチン・浴室 塗装・屋根・外構工事など</p> <p><不動産のご相談> 土地・建物・売買・仲介・管理</p>
<p>建築業知事免許 (般-29) 第22375号 【本社】阿見町実穀 1283-10 (株)美都住建 TEL.029-842-7196 【陶板浴 和】阿見町中央 1-5-32</p>	<p>【本店】牛久市南4丁目 45-45 TEL.029-874-2118</p> <p>【阿見店】阿見町中央 1-5-32 TEL.029-891-2200</p>



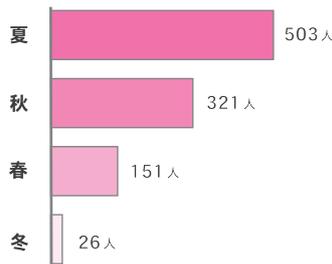
2-2
今までのまつりでよかった企画は？
(複数選択)



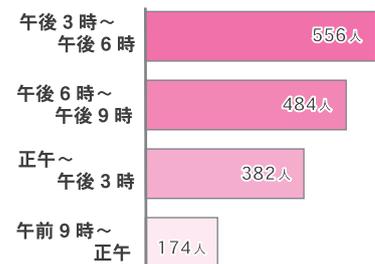
2-4
(2-3で新たな企画を選択した方のみ)
希望する企画は？



2-7
今後のまつりで希望する開催時期は？



2-8
今後のまつりで希望する開催時間は？



問い合わせ
まい・あみ・まつり
実行委員会事務局
☎888-1111 (175)



まい・あみ・まつり
公式サイト
<https://maiamatsuri.jp/>



〈広告欄〉

住まいに関わる事ならお任せ下さい

今月のオススメ工事

ユニットバス **327,800円** (税込)
(TOTOサザナ1616HT Sシリーズ) 【基本工事費】 本体価格+327,800円(税込)

お見積り無料です!!

TEL. **029-888-6119**
株式会社 ネロ・デザイン
稲敷郡阿見町中央4-8-19 ウイングテナント中央102

ネロ・デザイン

nello design

屋根・外壁・室内塗装
見積り無料

(有) 金久保塗装工業

〒300-0331茨城県稲敷郡阿見町阿見4630-12
TEL 029-887-4305 FAX 029-887-7714
HP: <https://www.kanakubo-p.jp>
E-mail penkiya-kanakubo1@jcom.home.ne.jp

予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

『霞空十年史』に見るツェッペリン伯号来日②

1929(昭和4)年8月19日午後6時27分、巨大な飛行船ツェッペリン伯号が霞ヶ浦海軍航空隊(現:茨城大学農学部一帯)の飛行場に着陸しました。ドイツを8月15日に出発し、東京、横浜を経由して現れた巨大な飛行船の雄姿に見物客は大いに沸き、たくさんのマスコミが詰めかけました。到着の様子を、霞ヶ浦海軍航空隊開隊以来10年の歴史をまとめた『霞空十年史』では次のように紹介しています。

『独逸(ドイツ)科学の結晶、空の怪物 ツェ伯号は世界の視聴を集めて地球を三足に一週りするため「フリードリヒスハーフェン」を出発し一路霞ヶ浦に向ひ全航程の最難コースを一気に無事翔破し九千五百軒(キロメートル)を百〇一時間五十三分で熱狂的歓迎裡に銀の「シーガー」(シガー:葉巻)の如き巨体を霞ヶ浦の地に印した』

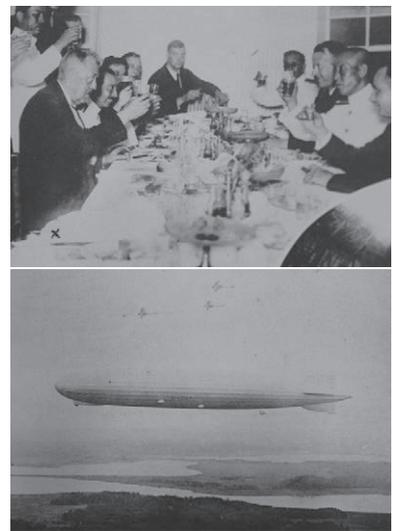
この一大イベントのために上野駅からは連日臨時列車が走り、滞在期間中約40万人が見物に訪れたとも言われています。

ツェッペリン伯号の乗組員は、フーゴ・エッケナー博士以下41人で、そのほかに約20人の乗客を乗せていました。

船長のエッケナー博士は、新聞社に勤務していた折に飛行船の記事を書いたことをきっかけに興味を持ち、操縦技術を習得して飛行船パイロットになったという異色の経歴の持ち主で、その後は経験を生かして飛行船パイロットの教育やツェッペリン飛行船会社の運営に携わっています。

日本の人々を魅了したツェッペリン伯号は、8月23日に霞ヶ浦海軍航空隊を出発し、26日にはアメリカのロサンゼルスに到着。世界初の太平洋無着陸横断飛行という偉業を成し遂げました。

霞ヶ浦海軍航空隊の名を広く国民に知らしめる機会となり、また、世界の技術の高さに触れることで日本の航空界にも大きな刺激を与えたツェッペリン伯号の来日。到着初日にエッケナー博士達に歓迎の花束を贈呈したのが、明治期に阿見町の鈴木地区を開拓した鈴木安武のふたりの孫娘だったことも興味深い事実です。



▲上:歓迎会の様子
下:海軍機に見送られつつ飛び立つツェッペリン伯号「霞空十年史」より(当館蔵)

学芸員のつぶやき

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、状況により事前の予告なく臨時休館となる場合があります。最新の情報は予科練平和記念館ホームページや公式 Twitter、Facebook 等でお知らせします。

▼ホームページ:<https://www.yokaren-heiwa.jp/> ▼公式 Twitter:twitter.com/yokarenpmm

▼公式 Facebook:facebook.com/profile.php?id=100052365353925

〈広告欄〉

ハロウィンジャンボ

5千万円

1等前後賞合わせて5,000万円
1等3,000万円、前後賞各1,000万円

2つのジャンボで
激張りハロウィン。

2021年静岡市村振興宝くじ

同時発売

9月22日(水)

発売期間/9月22日(水)~10月22日(金) 各1枚
抽せん日/10月29日(金) 300円

★この宝くじの収益金は市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。
★宝くじは、ぜひ茨城県内でご購入願います。

宝くじに関するお問合せ/03-3535-9033[みずほ銀行]
公益財団法人 茨城県市町村振興協会

「さわやかフェア2021」開催中止について

10月24日(日)に開催を予定していましたが行政事業のPRイベント「さわやかフェア2021」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止することとなりましたのでお知らせします。
 なお、例年同時に開催していましたが阿見町商工会「あみ商工まつり」および茨城県立医療大学「創療祭」も中止が決定されました。
 関秘書広聴課 ☎ 888-1111 (734)

インフォメーション

お知らせ 生涯学習課から①②③

①「いきいき学びの町AMI」生涯学習フェスティバル開催

町では、新型コロナウイルス感染症予防のため事業を縮小して『いきいき学びの町AMI生涯学習フェスティバル』を開催します。ぜひご来場ください。 ※期間中、毎月曜日は休館となりますのでご注意ください

▼人材バンク登録者の紹介

▼期日 10月24日(日)～31日(日)

▼時間 午前9時～午後5時(24日のみ午後1時～5時)

▼場所 中央公民館

▼内容 人材バンク登録者のプロフィール紹介と作品展示

▼文化財展

▼期日 10月24日(日)～31日(日)

▼時間 午前9時～午後5時(24日のみ午後1時～5時)

▼場所 中央公民館

▼内容 町文化財調査研究会による展示(昨年度展示:古文

書班・樹木班・建造物班・石造物班・民話班)

▼その他 新型コロナウイルス感染拡大防止へのご協力を願います

▼入館時の体温測定や手指消毒受付での「参加者名簿および同意書」への氏名・連絡先の記入

▼施設内でのマスクの着用・咳エチケット徹底

▼身体的距離の確保

▼観覧中は極力会話を控え、大声を出さないようにする

▼「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCA)」のインストールや「いばらきアマビエちゃん」の登録など

②「那珂市を歩こう」参加者募集

▼期日 11月3日(水)

▼時間 午前8時出発(午後3時帰着予定 ※小雨決行)

▼集合場所 中央公民館

▼行き先 瓜連ロマンロード(那珂市)約7km

▼対象 町内在住の20歳以上の

▼募集人数 33人(定員で締切)

▼参加料 500円(申込時に徴収)

▼申込期間 10月16日(土)・17日(日)の午前9時～午後5時

▼申込方法 各公民館・ふれあいセンターへ配置した申込用紙に必要事項を記入し中央公

民館へ持参する

③「教育の日講演会」開催

▼期日 11月6日(土)

▼時間 午後2時～3時30分(1時30分開場)

▼場所 本郷ふれあいセンター 多目的ホール

▼内容 「グッと距離を縮める コミュニケーションスキル」をテーマに、日常生活で人と人が互いの理解を促進するためにどのような行動スタイルがいいのか、どのくらいの距離感、どのような声かけがいいのかなど、思考や感情を言葉や文字で表現する方法を参加者相互で学びます

▼講師 井上忠志氏(フォーラム・ネクスト代表)

▼募集人数 100人(全席指定、定員で締切)

▼参加料 無料

▼申込方法 10月31日(日)までに左記へ電話かファクシミリまたは直接申し込む ※月曜日(月曜日が祝日の場合翌日休館)を除く

▼その他 ①③の事業は新型コロナウイルス感染症の感染状況により中止となる場合があります

▼生涯学習課(中央公民館内) ☎ 888-12526 ☎ 888-0032

〈広告欄〉

夢失勿生人～人生夢失うことなかれ～

輝く笑顔が充実の証

◆霞ヶ浦高等学校 入試説明会

10/9(土), 10/23(土), 11/13(土)

全日 AM9:00～ ※日程が変更となる場合がございます。

◆附属中学校 入試説明会

9/18(土), 10/23(土)

全日 9:00～ ※日程が変更となる場合がございます。



霞ヶ浦高等学校・附属中学校 〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿 50 番地

【高校】 ☎029-887-0013 FAX: 029-887-9380

【中学校】 ☎029-888-8208 FAX: 029-888-8016

HP <https://www.kasumi.ed.jp>

HP <https://www.kasumi.ed.jp/junior/>



インフォメーション

お知らせ 新しい民生委員・児童委員 を紹介いたします

霞台の南の新しい民生委員・児童委員が、9月1日付けて委嘱されました。



西山 信幸
☎090-8644-7845
霞台の南

☎888-1111(162)

募集 「健診結果説明会」開催

人間ドックや医療機関での健診結果をもとに、栄養士・保健師が個別相談をします。

数値の見方についてや、数値改善のための食事のポイントなどお気軽におたずねください。

▼日時 ①10月18日(月)▼午前9時～11時45分▼午後1時30分～4時15分 ②27日(水)▼午前9時～11時45分

▼場所 ①総合保健福祉会館 『さわやかセンター』 ②かすみ公民館

▼内容 1人30分程度の栄養

士・保健師による健康相談
▼申込方法 実施日の2日前までに電話または左記に来館にて申し込む ※土・日・祝日を除く

▼参加料 無料

▼持参品 健診結果通知書

▼その他 新型コロナウイルス感染症防止のため、当日は検温、マスク着用、手指消毒のご協力をお願いします

☎健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎888-2940

お知らせ 下水道は適切に利用しましょう

下水道は、家庭、事業場や工場からの排水を集めてきれいにし、川、海や湖へ返す施設です。

しかし、油や調理くず(野菜・肉・魚くず)、水に溶けない紙類(ティッシュ・紙おむつ等)などにより、下水管の詰まりや処理機能が低下することがあります。

油はふき取り、調理くずは水切りネット等を利用して、ごみとして出してください。また、水に溶けない紙類もごみとして出してください。

下水道は、自然環境や生活環境をより良くするための公共財産です。できるだけ長持ちさせるとともに、皆さまが快適にご利用できるように、一人ひとりのご協力をお願いします。

☎889-5151

お知らせ 10月は土地月間です! 土地取引後には届出を!

10月は土地に関するさまざまな普及活動を行う「土地月間」です。一定面積以上の土地取引引きを行った場合、国土利用計画法(国土法)に基づき、譲受人は町の都市計画課に届出を行う必要があります。

●届出の必要な面積 市街化区域2千㎡以上、市街化区域以外の都市計画区域5千㎡以上

●届出の必要な取引 売買・交換・共有物持分の譲渡・一時金を伴う地上権、賃借権の設定または譲渡等

●届出期限 契約締結日を含めて2週間以内 ※詳細は町ホームページをご覧ください

☎都市計画課 ☎888-1111(231)

お知らせ 町シルバー人材センター から

●「入会説明会」開催

▼日時 10月12日(火)午前9時30分から1時間程度(5分前までに集合・要事前予約)

▼場所 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館別館) ▼対象 同センターの趣旨に

賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人(入会承認制) ※特に女性で施設清掃、網戸・障子貼り、草刈り、草取り、植木の手入れを希望される人歓迎

●「マイホームのミニ宮繕」引き受けます
床の補修、軽易な大工仕事、ふすま・障子・網戸の張り替え、家の雑役、庭木のせん定、草刈り、草取りなどを行います。詳細はお問い合わせください

☎(公社)町シルバー人材センター ☎888-2036

募集 「なかよし広場」 参加者募集

▼日時 10月30日(土)午前8時出発、正午解散予定

▼集合場所 総合保健福祉会館 『さわやかセンター』

▼行き先 かすみがうら水族館(かすみがうら市坂)

▼対象 町内在住の障害児(者)と保護者ご家族

▼定員 40人(定員を超えた場合抽選)

▼申込方法 10月15日(金)までに電話で左記に申し込む ※土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

☎町社会福祉協議会地域福祉係 ☎887-0084

〈広告欄〉

介護用品・福祉用具のレンタル、販売

高齢者向け住宅改修工事請負

株式会社 樹里 介護事業部

〒300-0333 阿見町若栗1766-3
TEL:887-3421 FAX:887-3422

介護保険指定事業者番号 0873800502

当社の福祉用具専門相談員がお客様のご質問、ご相談に応じます。



想い伝える贈りもの

サタダ館 阿見中央店

TEL:840-2438
「樹里」店内に併設

家具の店 **樹里**

TEL:887-3421
一般家庭用家具からオーダー家具まで

お知らせ
使用済農業用ビニール・ポリエチレンの回収

- ▼ **農業用ビニール**
- ▼ **期日** 10月28日(木)
- ▼ **時間** 午前8時～10時
- ▼ **場所** 水郷つくば農協営農経済センター
- ▼ **収集対象** 使用済農ビ(塩化ビニール)および粗悪品(日焼けしたものや普段回収となっていないもの。農ビ農ポリを原料とするものに限る) ※農ビと粗悪品は処分が異なるため、パレットを分けるなど、荷下ろし時にすぐ区別できるようにしてください
- ▼ **持参品** ▼ 県農業用プラスチック処理協会登録料:1000円 ▼ 農家負担料金:1kgあたり57円(当日計量) ▼ 印鑑
- ▼ **農業用ポリエチレン**
- ▼ **期日** 10月20日(水)
- ▼ **時間** 午前8時～10時
- ▼ **場所** 水郷つくば農協営農経済センター
- ▼ **収集対象** 使用済農ポリ(ポリエチレン)のみ ※対象外のものには収集しません。持ち帰りとなります
- ▼ **持参品** ▼ 県農業用プラスチック処理協会登録料:1000円 ▼ 農家負担料金:1kgあたり57円(当日計量) ▼ 印鑑
- ▼ **分別と仕分け** 農ポリ・農サクビ・農PO・肥料空袋ごとに分別こん包してください

- **その他** ▼ 土砂・作物残さ・木片・金属片などの異物を取り除き、適正な荷姿で搬入してください(重さ10kg程度とし、農ビはビニールひも、農ポリはポリのひもで縛る) ▼ パレットでの持ち込みにご協力ください ▼ 県負担金の増額に伴い、農家負担金も増額していただきます、予めご了承ください
- ▼ **町農協用廃プラスチック適正処理推進協議会** ▼ 水郷つくば農協営農経済センター ☎ 889-0621 ▼ 農業振興課 ☎ 888-1111(183)

お知らせ
町体育協会から①・②

- ① **後期社交ダンス入門講座**
参加者募集
- ▼ **期日** 10月24日、11月28日、12月5・12・19日、令和4年1月16・23・30日、2月6日の日曜日(全10回)
- ▼ **時間** 午後1時～3時
- ▼ **場所** 中央公民館3階集会室
- ▼ **定員** 男女とも12人
- ▼ **参加料** 3500円(その内5000円は町体育協会登録費)
- ▼ **申込方法** 10月24日(日)正午から午後2時に中央公民館3階集会室で申し込む
- ② **町体育協会だより**
- **第19回県オーブニアマチュアゴルフ選手権大会(予選)**

- ▼ **期日** 8月3日(火)
- ▼ **場所** 玉造ゴルフクラブ捻木コース(行方市)
- ▼ **成績**
▼ **第1位**・平岡和彦(9月7日に大洗ゴルフクラブで実施する決勝大会に出場)

- ▼ **町体育協会ダンススポーツ部** 只野 ☎ 090-7925-7703
- ▼ **町体育協会(中央公民館内)** ☎ 888-2526

お知らせ
陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場「夜間飛行訓練」

- ▼ **日時** 11月9日(火)～10日(水)、日没から約3時間以内(各機2時間基準)
- ▼ **場所** 陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校 総務課 ☎ 842-1121 (3420)

募集
「不動産鑑定士による不動産無料相談会」開催

- ▼ **募集** 不動産鑑定士が、不動産の価格などのご相談に無料でお答えします。新型コロナウイルス感染症を防止するため、完全予約制とさせていただきます。
- ▼ **日時** 10月13日(水) 午前10時～正午、午後1時～4時(1人1時間程度)
- ▼ **場所** 県南生涯学習センター5階小講座室1(土浦市大和町)
- ▼ **申込方法** 10月4日(月)午後5時までに下記に申し込む
- ▼ **その他** 新型コロナウイルス

- ▼ **財務省関東財務局** 「多重債務等の相談窓口」
財務省関東財務局では、
① **多重債務相談** ② **電子マネーに関する相談** ③ **悪質な業者による詐欺的な投資勧誘等** 等に関して、専門の相談員による各種の無料相談窓口を開設しています。
- ▼ **受付時間** ① 午前8時30分～正午、午後1時～4時30分 ② 午前8時30分～正午、午後1時～5時 ③ 午前9時～午後5時 ※いずれも祝祭日を除く平日のみ開催
- ▼ **① 多重債務相談(借金返済・高金利貸付・悪質取立て)** ☎ 029-221-3190
- ▼ **② 電子マネー詐欺相談(架空請求サクラサイト)** ☎ 029-221-3195
- ▼ **③ 投資勧誘相談(未公開株・社債・ファンド)** ☎ 048-613-3952

お知らせ
財務省関東財務局「多重債務等の相談窓口」

イベント等について
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本号に掲載したイベント・募集等の記事は変更・中止となる場合があります。ご了承ください。

〈広告欄〉

お気軽にご相談ください!!
相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)
*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場 阿見小学校 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号 神林ビル202号室 あみ司法書士事務所 (簡裁訴訟代理等関係業務認定) 司法書士 堀一樹
TEL 029-804-0382
E-mail:ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp (平日 午前9:00～午後6:00) 上記以外の時間帯や、土日祝日も対応致します。面談は、事前のご予約が必要です。

阿見中学校 郵便局 コンビニ

JA あみ司法書士事務所 (神林ビル2階)

広報あみに広告を掲載しませんか?

広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中
問い合わせ 商工観光課 ☎ 888-1111(172)

●防災行政無線フリーダイヤル●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

0120-131-813

●あみメール登録お願いします●



スマートフォン・携帯電話で t-ami@sg-m.jp 宛てに空メールを送信するか、または左記二次元コードを読み取り、専用サイトにアクセスして登録してください。

▲二次元コード

●定例相談●

人権・行政相談

日時 10月7日(木) 午前10時～午後3時
場所 役場3階305会議室
問い合わせ 人権相談:社会福祉課 ☎ 888-1111
行政相談:総務課 ☎ 888-1111

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日時 月～金曜日 午前9時～午後5時
場所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎ 888-1225

心配ごと相談

日時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分 ※弁護士相談は毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約
場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

期日 月・水～金曜日(火曜日は閉庁)
時間 午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 第3水曜日 午後1時～4時 ※要予約
場所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

●公共機関電話番号●

うずら出張所 ☎ 841-1167	本郷ふれあいセンター ☎ 830-5100
健康づくり課 ☎ 888-2940	舟島ふれあいセンター ☎ 840-2761
福祉センターまほろば ☎ 887-3969	吉原交流センター ☎ 889-0277
地域子育て支援センター ☎ 891-2772	図書館 ☎ 887-6331
阿見消防署 ☎ 887-0119	予科練平和記念館 ☎ 891-3344
火災情報案内 ☎ 0297-64-0119	総合運動公園 ☎ 889-2788
上下水道課 ☎ 889-5151	教育相談センター ☎ 888-1225
霞クリーンセンター ☎ 889-0091	町民活動センター ☎ 888-2051
中央公民館 ☎ 888-2526	町男女共同参画センター ☎ 896-3181
君原公民館 ☎ 889-1363	消費生活センター ☎ 888-1871
かすみ公民館 ☎ 888-8111	町民ダイヤル ☎ 887-6600

●人口と世帯●

- 総人口 48,251人 (+ 80) ▽9月1日現在
- 男性 23,996人 (+ 44) ▽常住人口ベース
- 女性 24,255人 (+ 36) ▽()内は前月比
- 世帯数 20,717世帯 (+ 58) ▽総務課調べ

10月の納税等

町・県民税(3期)
国民健康保険税(4期)
後期高齢者医療保険料(4期)
介護保険料(4期)
納期限 11月1日(月)

11月の納税等

国民健康保険税(5期)
後期高齢者医療保険料(5期)
介護保険料(5期)
納期限 11月30日(火)

救急車出動状況8月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急病	135件(888)
出場件数 188件(1306)	交通事故	7件(90)
	一般負傷	22件(180)
※救急車の適正な利用をお願いします	その他	24件(148)
	合計	188件(1306)

『広報あみ』は、下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階秘書広聴課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:町内の郵便局、町内の常陽銀行・筑波銀行の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店、カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店、スーパータイヨー阿見店、ランドロームフードマーケット阿見店